

令和5年度

芦屋市霊園

「一般墓地」 使用者追加(2次)募集案内

令和5年9月8日からの「一般墓地」使用者募集(以下「本募集」という。)の結果、空き墓地がありますので追加(2次)募集を行います。

申込受付:令和6年1月15日(月)～令和6年6月21日(金)

申込書は、芦屋市霊園事務所(朝日ヶ丘町15番7号)に提出してください。

(郵送不可)

本募集の補欠当選者及び落選者は令和6年1月10日(水)から申込みできます。

<申込みできる方>

申込みをされる方は、次の(1)～(5)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 申込日を基準に1年以上継続して、芦屋市内に住所(住民登録をしていること)を有していること。
- (2) 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の申込を行っていないこと。
- (4) 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できること。
- (5) 納付書発行後、概ね1か月以内に使用料を一括納入できること。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちでない方も申込みできます。

<申込み時の遵守事項>

- (1) 申込みは、1世帯1墓地(区画)とします。
 - (2) 1墓地(区画)には2通以上の申込みはできません。
- なお、下記の項目にも注意してください。
- (1) 提出前に不備や誤記のないよう確認してください。
 - (2) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
 - (3) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認めません。
 - (4) 提出書類等については、返却できません。

<申込受付>

- (1) 受 付 先着順とします。

ただし、申込日当日の17時30分までに複数の申込者があった場合は、抽選とします。

※抽選となった場合、抽選日については、対象者に後日案内します。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方を優先する制度はありません。

- (2) 受付期間 令和6年1月15日(月)～令和6年6月21日(金)

平日の9時から17時30分まで(12時から12時45分までを除く。)

※本募集の補欠当選者及び落選者は令和6年1月10日(水)から申込みできます。

- (3) 受付場所 芦屋市朝日ヶ丘町 15 番 7 号 管理棟2階 芦屋市霊園事務所

<申込方法>

- (1) 「令和5年度芦屋市霊園一般墓地使用者追加(2次)募集申込書」に必要事項を記入の上、芦屋市霊園事務所窓口へ直接提出してください。(郵送不可)
- (2) 住民票の閲覧について同意しない場合は、世帯全員の住民票(続柄及び本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有している記載があるもの)を添付してください。

<使用料および年間維持管理費>

種 別	面 積	1㎡当たり使用料	1㎡当たり年間維持費
普通墓地	1 ㎡～6 ㎡未満	75万円	1,220円
	6 ㎡～12 ㎡未満	112万5千円	
芝生墓地		112万5千円	

- ※ 一般墓地の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり 1,220 円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。令和6年度の維持費は4月に請求します。(年度途中における使用許可の場合は、月割り相当額となります。)
- ※ 区画面積1㎡当たり1,220円は令和5年4月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

<募集墓地>

「令和5年度追加(2次)募集墓地区画一覧表」(別紙1)及び「令和5年度追加(2次)募集墓地区画位置図」(別紙2)をご覧ください。なお、募集墓地については、区画番号及び面積を現地に標示しています。現状で貸付けますので、必ず現地を確認してください。

- ※ 令和6年1月1日現在での「令和5年度追加(2次)募集墓地区画一覧表」及び「令和5年度追加(2次)募集墓地区画位置図」になります。以降、本募集の当選辞退や追加募集の申込みなどにより、空き墓地の状況は変わります。お申込みの前に必ずお問い合わせください。

<使用時の遵守事項>

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に申込者の家名を表示してください。
- (2) 墓碑は申込者で建立(刻印)してください。
- (3) 墓碑の建立は、使用場所1墓地(区画)につき1基です。
- (4) 墓所の中(使用許可区域内)は申込者の責任で清掃等、管理してください。
- (5) 芝生墓地は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第16条により、霊園の使用を取り消す場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の許可した使用場所の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

<使用料の返還>

芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第12条により既納の使用料は返還しません。ただし、一般墓地の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき(使用許可の取消の場合を除く)は、使用料の7割相当額を返還します。

芦屋市では、石材業者の指定はしていません。

石材業者等による申込みの代行はできませんので、

ご自身で申込みください。

お問合せ先

芦屋市霊園事務所
(市民生活部環境・経済室環境課霊園・火葬場係)

〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町 15 番 7 号

電 話 : 0797-38-3105

F A X : 0797-38-3106